

## 法令 No.7 使用者等の義務①

### 第 51 回 (2006 年)

問 18 内部被ばくの線量に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量をもとに算出すること。
- B 実効線量係数を用いて算出すること。
- C 等価線量限度を用いて算出すること。
- D 下限数量を用いて算出すること。

① A と B    2 A と C    3 A と D    4 B と C    5 B と D

問 19 放射線障害予防規程に関する次の文章の ( A ) ~ ( C ) に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「( A ) は、放射線障害を防止するため、文部科学省令で定めるところにより、放射性同位元素の使用を ( B ) に、放射線障害予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。

( A ) は、放射線障害予防規程を変更したときは、( C )、文部科学大臣に届け出なければならない。」

	( A )	( B )	( C )
1	許可届出使用者	開始した後	変更の日から 30 日以内に
2	表示付認証機器届出使用者	開始した後	変更後遅滞なく
3	許可届出使用者	開始する前	変更後遅滞なく
4	表示付認証機器届出使用者	開始する前	変更後遅滞なく
⑤	許可届出使用者	開始する前	変更の日から 30 日以内に

問 20 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 放射線業務従事者に対しては、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後において 1 年を超えない期間ごとに行わなければならない。
- B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものに対しては、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後において 1 年を超えない期間ごとに行わなければならない。
- C 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものに対しては、教育及び訓練の時間数は定められていない。
- D 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。

① A と B    2 A と C    3 A と D    4 B と C    5 B と D

問 21 放射線業務従事者の健康診断に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染されたおそれのある場合には、必ず、その者につき健康診断を行うこと。
- B 管理区域に立ち入った後、皮膚の検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- C 4 月 1 日を始期とする 1 年間に付き皮膚が 5 ミリシーベルト被ばくしたおそれがある場合には、必ず、その者につき健康診断を行うこと。
- D 1 平方センチメートル当たり 4 ベクレルのアルファ線を放出しない放射性同位元素により皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合には、必ず、その者につき健康診断を行うこと。

① A と B    2 A と C    3 A と D    4 B と C    5 B と D

問 22 記帳に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可届出使用者は、放射性同位元素の使用に係る帳簿を、1年ごとに閉鎖すること。
- B 許可廃棄業者は、廃棄物埋設地に係る帳簿を、閉鎖後5年間保存すること。
- C 許可届出使用者は、放射性同位元素の受入れ、払出しに係る帳簿を、閉鎖後5年間保存すること。
- D 許可廃棄業者（廃棄物埋設を行う者を除く。）は、放射性同位元素等の保管に係る帳簿を、閉鎖後1年間保存すること。

- 1 AとB    ② AとC    3 AとD    4 BとC    5 BとD

問 25 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の( A )～( C )に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、( A )への立入時間の短縮、( B )の禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な( C )を行うこと。」

- | ( A )   | ( B )        | ( C )  |
|---------|--------------|--------|
| 1 放射線施設 | 放射性同位元素等の取扱い | 保健指導   |
| ② 管理区域  | 立入り          | 保健指導   |
| 3 放射線施設 | 放射性同位元素等の取扱い | 教育及び訓練 |
| 4 管理区域  | 立入り          | 健康診断   |
| 5 放射線施設 | 立入り          | 健康診断   |